

規制影響分析書要旨

規制の名称	「消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律」施行に伴う貸付事業に係る純資産額規制に関する政令事項	
主管部局・課室	社会・援護局 地域福祉課	
関係部局・課室	—	
評価実施時期	平成19年10月	
規制の新設・改廃の内容・目的	<p>○純資産額規制について</p> <p>貸付事業を行う組合の純資産額については、改正貸金業法を踏まえ、貸付事業の業務を適正に実施するため必要かつ適当なものとして政令で定める金額以上でなければならないこととされた。</p> <p>その際、組合員の総数が政令で定める基準を超えない職域の組合は、職場内の福利厚生の一環として、貸付事業の事業運営について、組合員の自治運営に委ねることが可能であることから、純資産額規制の適用を除外することとされた。</p> <p>このため、今般の消費生活協同組合法施行令の制定に当たっては、貸付事業を行う組合の純資産額の基準は、改正貸金業法における純資産額と同額の5000万円とし、また、純資産額規制の適用を除外する職域組合の組合員の総数の基準は1000人とする。</p>	
	(根拠条文)	消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号)第51条第1項
想定される代替案	貸付事業を行う組合の純資産額の基準を改正貸金業法における参入条件(純資産額5000万円)より低い額とするなど、より幅広い組合の参入を可能とする。	
想定される費用	新設・改廃する規制案	代替案
(遵守費用)	貸付事業を行う場合には、純資産額規制の適用を除外する一定規模以下の職域組合を除き、政令で定める純資産額を保有しなければならない。	貸付事業を行う場合には、純資産額規制の適用を除外する一定規模以下の職域組合を除き、政令で定める純資産額を保有しなければならない。
(行政費用)	組合が適正な純資産額(純資産額5000万円)を保有しているか否か等を確認する必要があることから、確認行為に係る費用が新たに発生する。	組合が適正な純資産額を保有しているか否か等を確認する必要があることから、確認行為に係る費用が発生する。
(その他の社会的費用)	特にないものと思われる。	特にないものと思われる。
想定される便益	新設・改廃する規制案	代替案
(貸付事業を行う組合の組合員への便益)	貸付事業において純資産額規制を設けることにより、貸付事業の業務を適正に実施するため必要かつ適当な純資産額を保有する組合が貸付事業を行うこととなるため、事業が適正に実施されることとなる。	代替案の規制を設けることにより、純資産額5000万円以下の組合等が貸付事業を行うこととなるので、安定的な事業運営等の面において、リスクが発生する可能性が高まる。

	(貸付事業を行う組合への便益)	改正貸金業法における純資産額規制の適用除外となる貸金業者が生協に流入することがなくなるにより、安定的な事業運営等を行うことができることとなる。	改正貸金業法における純資産額規制の適用除外となる貸金業者が生協に流入する恐れが発生することから、安定的な事業運営等の面において、リスクが発生する可能性が高まる。
分析結果		生協において、貸付事業を行う場合に、純資産額規制の適用を除外する一定規模以下の職域組合を除き、政令で定める純資産額を保有しなければならないこととなるが、貸付事業の業務を適正に実施するため必要かつ適当な純資産額を保有する組合が貸付事業を行うこと、また、改正貸金業法における純資産額規制の適用除外となる貸金業者が生協に流入することがなくなることによって、利用者保護等の基盤整備が図れることから、貸付事業を行う組合及びその組合員に対する便益が増加するため、政策目的を達成する上で適切な手段であると考えられる。	
有識者の見解その他関連事項		<p>今般の法改正に当たっては、昨年7月に厚生労働省に「生協制度見直し検討会」を設置し、全9回にわたる審議を行い、改正内容を検討したところである。</p> <p>この検討会においては、企業論や保険業法の専門家である学者、マスコミ関係者、類似の協同組合である農協関係者のほか、生協関係者に委員として参加していただき、多様な角度から、改正の内容について御議論いただいたものと考えている。</p> <p>また、検討の過程においては、生協のほか、関係団体(生命保険協会、損害保険協会、日本商工会議所)からのヒアリングを行うとともに、途中、「中間とりまとめ」をパブリックコメント手続に付し、各界から意見を募集し、それらの意見を反映した報告書が取りまとめられたところである。</p>	
一定期間経過後の見直し(レビュー)を行う時期又は条件		平成19年5月に成立した「消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律」の附則において、この法律の施行後5年を経過した場合において、当該法律による改正後の消費生活協同組合法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされている。	
備考		-	